

山形市職員・学校教職員のための LGBT対応サポートハンドブック

～違いを理解し認め合うまち山形を目指して～

令和3年3月 改定

山形市

目次

はじめに	1
I 理解するために知っておきたいこと	2
1 性を構成する要素.....	2
2 LGBTとSOGIとは	2
II 市民等への対応.....	5
1 窓口や電話での対応等	5
2 申請書類等における性別欄の取扱い.....	6
3 公共施設利用	6
4 災害時における対応.....	7
III 職場における対応	8
1 職場内での対応	8
2 職員採用時の対応.....	9
3 福利厚生制度等	9
4 安全衛生	9
IV 学校における対応	10
1 基本的な姿勢.....	10
2 学校の体制づくり	11
3 具体的な配慮と対応	12
V 巻末資料	14
◆性の三要素.....	14
◆相談窓口	15

本ハンドブックは下記の内容を元に作成しています。

- ・一般社団法人社会的包摂サポートセンター発行「性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会」監修「性自認及び性的指向の困難解決に向けた支援マニュアルガイドライン」（以下、「法連合ガイドライン」という。）
- ・千葉県発行「LGBTを知りサポートするためのガイドライン～誰もが自分らしく生きることを認め合う社会へ～」
- ・東京都文京区発行「性自認および性的指向に関する対応指針～文京区職員・教職員のために～」



◆レインボーフラッグ

性の多様性を尊重する意思を表現するものとしてよく用いられている性的マイノリティのシンボル。1970年代にサンフランシスコで発祥し、今では世界中で使用されています。レインボーという言葉から“7色”をイメージしがちですが、赤・橙・黄・緑・青・紫の“6色”で構成されています。

はじめに

「花の山形」と花笠音頭の一節にもあるように、山形市は四季折々、様々な種類の“花”が咲き誇ります。種類は違いますが、まちを彩る“花”には違いありません。同じように、私たち人間にも国籍、人種、性別、性的指向など様々な違いがあります。

みなさんは“LGBT”という言葉やその意味をご存じですか。詳しくはのちほど説明しますがLGBTとは、性的指向・性自認が非典型的な人々のうち代表的とされるものの頭文字をとった総称です。

近年、国際社会においては、性の多様性についての理解や、制度整備の取り組みが進められるようになりましたが、山形市ひいては日本において、LGBTをはじめとする性の多様性への理解や制度整備はまだまだ進んでいない状況です。

国では「ニッポン一億総活躍プラン」等において、「性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進める。」と明記したことから、地方自治体においてもLGBTをはじめとする性の多様性への理解や配慮が必要となっています。

私たち職員は、市民をはじめ様々な人々と接する中で、その困難に気づき、他者への理解を深め、個を尊重する人権の課題として、窓口の対応や施策のあり方などについて真摯に捉え直し、これからの市政を進めていくことが求められています。

このことから、山形市の職員や関係者が正しい理解のもと、取り組むべき姿勢や考え方を身につける必要があると考え、本ハンドブックを作成しました。いかなる人からも山形市へ「来てよかった」「住んで良かった」と言ってもらえるような街づくり、公共サービスの提供を目指し、本ハンドブックを活用していただければ幸いです。

今日からできる2つのこと

1 正しい知識を身につけましょう

本ハンドブックをLGBTを知るきっかけとしてください。そして、今までより少しでも関心を持ち、書籍を読んだり、研修に参加するなどし、正しい知識を身につけましょう。

「私の周りにはいないから」と言う方がいますが、「いない」のではなく、「言えない」のかも知れません。LGBTの方が身の回りにいることを前提とし、生活や仕事の中でのちょっとした気遣いにつなげることが大切です。

2 差別的言動に気をつけましょう

あなたの言葉の選び方ひとつで、LGBTの方たちは居心地の悪い思いをせずにはすむかもしれません。

また、「男っぽい」「女っぽい」等の表現も、相手を傷つける可能性があります。隠れた差別用語にも留意が必要です。

※千葉県「LGBTを知りサポートするためのガイドライン」より

I 理解するために知っておきたいこと

1 性を構成する要素

一般的に「性別」と聞くと、生物学的な要素で判断された「身体の性」をイメージする方が多いかもしれませんが、性は4つの要素の組合せによって、様々なセクシュアリティ（性のあり方）が形作られています。







この組合せは多様であり、人の数だけあると言われています。

セクシュアリティの名前や枠にあてはめずに、その人のありのままを理解しあうことが必要です。

2 LGBTとSOGIとは

LGBTとは、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーという、性的指向・性自認が非典型な人々のうち代表的とされるものの頭文字を取った総称です。これらの他にも、アセクシャル（Asexual・同性も異性も好きにならない人）などがあり、そうした非典型のひとびとを広く総称して、セクシュアル・マイノリティ（性的マイノリティ、性的少数者）とよぶこともあります。

これに対して、「**SOGI（ソジ・ソギ）**」とは、「**性的指向（Sexual Orientation）**」と「**性自認（Gender Identity）**」の頭文字を取った総称です。**SOGI**は、2006（平成18）年のジョグジャカルタ宣言以降、国連の諸機関で広く用いられており、全ての人に関わる、**LGBT**よりも広い概念です。

Sexual Orientation (性的指向) どのような性別の人を好きになるのか		Gender Identity (性自認) 自分をどの性だと認識しているか	
L esbian (レスビアン) 同性を好きになる女性 	G ay (ゲイ) 同性を好きになる男性 	B isexual (バイセクシャル) 同性も異性も好きになる人 	T ransgender (トランスジェンダー) 性別不合などところと身体の性が一致しない人等 

SOGI と LGBT の関連性

SOGI

全ての人の性的指向・性自認という特性



LGBT

- ・レスビアン
- ・ゲイ
- ・バイセクシャル
- ・トランスジェンダー

「LGBT」であるとの証明を求めることについては、いわゆるレッテル貼りや差別を恐れる当事者にとって抵抗が強いだけでなく、そもそも厳密な証明、分類は不可能であることなど幾つかの問題があります。

また、実際の地域社会では、「LGBTであること」ではなく、「LGBTに見えること」(憶測)に対して差別・ハラスメント等が行われることが多くみられます。こうした問題についても、性的指向・性自認を理由とする差別・ハラスメントとして対処していく必要があります。

憶測を理由とするものの例としては、「男のくせにナヨナヨして気色わるい」「女なんだから化粧ぐらいすれば」等の差別・ハラスメント等が挙げられます。

以上の理由から、「LGBTという人々」にではなく、「SOGIという性の構成要素」に着目し、全ての人の性的指向・性自認という特性に関連する諸問題の解決を広く求める立場に立つべきであると言えるでしょう。

※「2 LGBTとSOGIとは？」については「法連合ガイドライン」を参考にしています。

LGBT 以外にも様々なセクシュアリティに関する言葉があります。

用語	意味
エックスジェンダー	性自認が中性である又は性別を決めたくない人
アセクシュアル	他人に恋愛感情を抱かない人
クエスチョニング	性自認や性的指向が明確ではない人
クィア	「奇妙な、独特の」という意味の言葉で、性的少数者の総称の一つ
LGBTQ	LGBTにQ（クエスチョニング（Questioning）又はクィア（Queer））の頭文字を加えた言葉。 多様なセクシュアリティを表す「LGBTs」という言葉もあります。
ヘテロセクシュアル	異性愛者（心の性が女性で男性を好きになる人、心の性が男性で女性を好きになる人）。「ヘテロ」と略して、使用されることがあります。
シスジェンダー	生まれた時の身体に割り当てられた性と心の性が同じ人
DSDs	体の性のさまざまな発達（Differences of sex development）が、一般的な発達とは生まれつき一部異なる女性・男性の体の状態のこと。「性分化疾患」とも呼ばれている。男性にも女性にも、それぞれさまざまな体の作りがあるということで、LGBT等性的マイノリティとは異なります。



知っていましたか？

同性愛は生物学的な異常ではありません。生物学上、同性愛行動をとる動物は人間以外にも人間に近い類人猿（ボノボやゴリラ等）を含め多く（約 1500 種）観察されています。生殖に結びつく性行動や関係性のみが動物として正しいという考え方は、生物学的には誤りと言えます。

また、同性愛は病気でもありません。世界的に権威を持つアメリカ精神医学会が発行している『精神障害の診断と統計マニュアル』（Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders, DSM）では、1973（昭和 48）年に同性愛（homosexuality）の項目が削除されています。次いで 1990（平成 2）年には、世界保健機関（WHO）も『疾病及び関連保健問題の国際統計分類』（International Classification of Diseases and Related Health Problems, ICD）から同性愛（homosexuality）の項目を削除しました。その際あわせて、「同性愛は治療の対象にはならない」と付記されています。日本では、1994（平成 6）年に厚生省が ICD を公式な基準として採用することを決め、1995（平成 7）年に日本精神神経医学会が ICD を尊重するという見解を出しました。したがって、日本国内でも同性愛が病気であるという認識は医学上否定されています。

※「法連合ガイドライン」より

II 市民等への対応

公務に従事するにあたって、男女平等や人権尊重の観点からも性的指向や性自認に関して必要な配慮が求められます。一人ひとりが異なるように、性的指向や性自認の思いの強さや受容の程度は人それぞれであり、対応方法は1つではないことから、事務を行う際には、相手の意向を汲むコミュニケーションが大切です。

市職員として、普段から性的指向や性自認に関して理解を深め、どのような対応が求められるかを考えてみましょう。



府中青年の家事件

～平成2年に公共施設利用を拒否された同性愛者の団体が提訴した裁判の判例～

平成9年9月16日 東京高裁平成6年（ネ）1580号 抜粋

「・・・都教育委員会を含め行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れたきめの細やかな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されるものと言うべきであって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使にあたるものとして許されないことである。」

1 窓口や電話での対応等

本人が、自身の保険証、住民票や戸籍又は全部（個人）事項証明、マイナンバーカード等を提示する際には、書類上の性別と本人の外見等の性別が一致しないからと、必要以上に見比べたり、聞き直したりすることは避けます。

また、指定管理者や委託事業者など行政サービスに関与する者に対しても、性的指向や性自認に関する知識を持ち、人権侵害となるような行動をとらないよう周知や指導に努めることが必要です。

窓口や電話での対応にあたり、職員として心得ておくべきこと

◆性的指向や性自認は人それぞれであり、多様であることを理解しましょう。

◆互いを理解し、固定観念や先入観、偏見をもたないようにしましょう。

・性別や関係性を決めつけるような表現は避けましょう。

〈例〉夫、妻、旦那様、奥様 → 配偶者、パートナー、お連れ合い

男らしい、女らしい → ○○さんらしい

お父さん、お母さん → 保護者の方、ご家族の方

・パートナーが異性とは限りません。

行政サービスの申請時などに、生活状況や家庭環境等について尋ねるときは、パートナーが異性であるとは限らないことを踏まえる必要があります。

行政サービスの提供に必要な範囲を超えて詮索することは、プライバシーの侵害となるので、十分注意する必要があります。

※職員一人の行動・発言が、「山形市」としての対応になることを忘れてはいけません。

～ 対応事例 ～

【本人確認を行う場合（戸籍上の性別と外見が異なる場合）】

- ・氏名による確認は、氏名から推定される性別と外見の性別が異なり、名乗ることを躊躇する場合があります。以下の配慮が必要です。
 - 書類の確認は、性別が周りにわからないよう氏名は口にせず、書類の指差し等で行います。「この書類でお間違いはありませんか」、「こちらでよろしいですか」等
 - 窓口で呼び出す場合、番号等に対応することが望ましいですが、やむを得ず氏名を呼ぶ場合には、名字だけにするなど周囲に性別が判明しないよう配慮します。
多くある名字の場合は、フルネームで呼ぶことにあらかじめ了承を取ることや、どのように呼ぶか尋ねておくことなどの工夫をします。
- ・性別の確認に固執することなく、生年月日や住所等、他の方法で確認します。
- ・電話対応時は、性別が相手の周りにいる人々に判明しないよう配慮します。
コミュニケーションをとるために「～をお聞きしていいですか」、「～の理解でいいですか」、「答えにくいことは言わなくていいです」等の言葉を用い、相手の意向を確認しながら会話を進めていきます。また、声質で相手の性別を決めつけないようにしましょう。

2 申請書類等における性別欄の取扱い

山形市が様式を定める申請書、証明書等について、法的に義務付けられたものや事務の性質上必要であるものを除いて、性別の記載を不要とします。

男女比を明らかにするために性別欄を設けている書類についても、改めて必要性を精査します。

また、簡易なアンケート等の性別欄の記載についても、申請書等と同様の扱いとしますが、男女比を施策に反映させる場合や性別に基づく配慮が必要な場合、または男女共同参画状況報告のためなど、合理的な理由があって性別欄を設ける場合は、その必要性を説明する、性別欄の記載を任意や自由記述式にする、男女のほかに「その他（または答えたくない）」の欄を設ける、「（社会生活上の性別でお答えください）」と追記するなど、書類の目的等に応じた配慮を行います。

3 公共施設利用

性自認に配慮した施設の利用

トイレ・更衣室等の設備利用をめぐる場合は、本人の意思をなるべく尊重した対応や他の利用者との調整をどのように行うか等について、検討しておく必要があります。

なお、性別による区別のないトイレや、更衣室等を別に設置することも有効ですが、その利用のみを強制し、性自認に適合した設備の利用を認めないこととするのは、疎外感や不快感を与える恐れがありますので、本人の意思や他の利用者の状況等により対応する必要があります。

また、イベント等で多くの人が一斉に更衣室を利用する場合は、使用時間をずらす、別のスペースを確保するなど、使用者や施設現況などによって、個別に検討することが求められます。

4 災害時における対応

性的指向や性自認の視点を踏まえた対策

災害時には忘れがちになりますが、被災者の中に性的指向や性自認が非典型な方がいることを踏まえて、災害時に想定される課題を整理し、避難所運営マニュアルの作成の際に、配慮すべき点を検討しておく必要があります。

また、防災訓練などの際にも、性的指向や性自認に基づく困難を抱える人がいることを考慮することが大切です。

避難所で必要な配慮

○困りごと

- ・誰にも話せないつらさ、話すことへの不安
- ・周囲の理解不足、根強い偏見
- ・更衣室、共同浴場、トイレなど
- ・物資について、周囲の認識と当事者の欲するものが一致しない場合、受け取ることが困難（下着や衣類、化粧品など）

○必要とする支援・配慮

- ・多目的トイレ（着替えや体の清拭などのスペースになる）
- ・相談や支援を実施する際のプライバシー
- ・当事者や支援者が安心して集まれる場所

※「みんなで考えよう！避難所のこと～男女共同参画の視点で避難所運営を実践するための情報・ヒント集」

（千葉市男女共同参画センター 平成 29 年 3 月発行）より



防災訓練



Ⅲ 職場における対応

誰もが働きやすい職場を実現するためには、差別やいじめ、パワハラ、セクハラをはじめとするハラスメントがないことが大切です。

性的指向や性自認の問題に関わらず、行為者側がそのようなことを意図しない何気ない態度や言葉でも、相手にとってはハラスメントとなりうることを心にとどめ、十分注意しましょう。

今後、研修等を通じて性的指向や性自認に関して周知と啓発を行い、職員の理解を深めていく必要があります。

1 職場内での対応

(1) 性的指向や性自認に関する差別的言動に注意

いわゆる「ホモネタ」「レズネタ」等の不用意な発言は、たとえ冗談のつもりであってもしてはなりません。性的指向や性自認は個人の特性であり、差別的言動は人権侵害であること、また当事者である職員や親族を持つ人にとっては、精神的苦痛となることを忘れてはいけません。

また、厚生労働省は、相手の性的指向・性自認にかかわらず「性的な言動」もセクシュアル・ハラスメントに該当することがあると明確化しています。

(2) 執務上必要な施設利用等への配慮

- ・性自認が非典型である職員等が、戸籍上の性別以外の施設（トイレや更衣室）の使用を希望する申し出があった場合、他の利用者への配慮との均衡を視野に入れながら必要な調整や話し合いを行います。
- ・宿泊を伴う出張は、部屋割りや入浴時間をずらす等の配慮が必要です。
- ・職員のマイナンバーの取得に際しては、「性別記載のない住民票記載事項証明書」など代替手段を用意します。

(3) ハラスメントに係る相談体制

「セクシュアル・ハラスメント等苦情相談窓口」等において、性的指向や性自認が非典型であることに起因するハラスメントの相談に応じ、ハラスメントのない職場環境を目指す必要があります。所属長や上司が相談を受けた際には、本人の訴えを真摯に受け止め、プライバシーに配慮するとともに適切な対応に努める必要があります。

また、性的指向や性自認が非典型であることを職場に秘匿していたにもかかわらず、本人の了承なく他の職員や上司に伝えることは絶対ではありません。

本人の性的指向や性自認について、他の管理職や周囲と情報共有が必要な場合は、必ず本人の同意を得た上でを行い、本人の了承なくプライバシーや個人情報が周りに知られることがないように徹底します。

対応に悩む場合には、外部の専門機関の相談を利用することも解決の糸口となります。

【相談先一 P.15】

アウトティング（暴露）は絶対にしない

第三者が本人の了承を得ずに、本人の公にしていない（＝カミングアウトしていない）性的指向や性自認を他の人に伝え、広まってしまうことをアウトティングといいます。たとえ本人を思っている行動であっても、本人の了承なく他に伝えることはプライバシーの侵害であり、本人の人権、人格、尊厳を著しく傷つける行為になります。

カミングアウト

これまでに公にしていなかった自分の性的指向や性自認などを本人が表明すること

アウトティング

本人が公にしていないことを他人（第三者）が暴露すること



2 職員採用時の対応

採用可否は、仕事の適性や執務上の能力で判断するべきであり、性的指向や性自認による採否判定を行ってはけません。

また、面接時には、男（女）らしいかどうか、外見容姿、性別と一致しない服装など、職務上の能力に関係ないことについて、差別的言動や相手を傷つける行動をとってはけません。

3 福利厚生制度等

休暇や給付などの福利厚生制度については、対象の制度や利用に当たっての要件確認の方法等について、関係法令及び国や他団体における対応状況等を踏まえながら検討する必要があります。

4 安全衛生

- ・健康診断や医師の診断書は、市が指定した実施機関以外の医師によるものも認めることとします。
- ・産業医は、性的指向や性自認に関する知識や理解をさらに深め、職員等からの相談により的確に対応していくことが求められます。

IV 学校における対応

2016年（平成28）年4月に、文部科学省は「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応などの実施について（教職員向け）」を発出し、教職員の理解を促進する方針を示しました。

学校においては、学級に一定程度の性的指向や性自認が非典型である児童生徒が在籍していることを想定し、全ての教職員が性的指向や性自認に関する理解を深めていくことが大切です。

また、実際に差別やいじめにあっていないなくとも、本人が性的指向や性自認が非典型であることに気づき、自尊感情が持てずに悩みを抱えることがあるため、児童生徒が家庭以外で最も長く過ごす場である学校内での理解を進め、適切に対応する必要があります。

さらに、個別の状況をていねいに把握して、必要に応じて外部機関との連携を図っていくことも大切です。



1 基本的な姿勢

（1）全ての児童生徒に対して、互いの個性を認め合い、命や人権を尊重する態度を養う

集団の中での人間関係づくりを通して、全ての児童生徒に互いに個性を認め合い、命や人権、多様な生き方を尊重しようとする態度を養います。人権教育や特別な教科道徳、いのちの学習などで、全ての児童生徒が性的指向や性自認に関して正しく理解する機会を設定することも大切です。

（2）全ての職員が、性的指向や性自認に基づく差別・いじめを許さない姿勢をもつ

性的指向や性自認が非典型であることが差別やいじめの原因になることがあります。学校はこのようないじめを許さない姿勢を明確にするとともに、適切な知識に基づいていじめを早期発見し、相談に応じる窓口を設置する必要があります。



(3) 児童生徒や保護者が抱える困り感や悩み、ニーズを十分に受けとめる

児童生徒や保護者が抱える困り感や悩み、ニーズを十分に受けとめて対応する必要があります。

保護者がその児童生徒の性的指向や性自認に関する悩みや不安などを受容している場合は、学校と保護者が緊密に連携しながら支援を進めることが大切です。保護者が受容していない場合は、学校における児童生徒の悩みや不安を軽減することなどを目的として、保護者と十分に話し合い可能な支援を行うことが考えられます。

(4) 教職員間で情報を共有することについて、児童生徒や保護者から理解を得る

性的指向や性自認が非典型であるという思いの強さや受容の程度はそれぞれ異なります。性的指向や性自認に由来する本人または保護者などから相談があった場合は、本人や保護者が可能な限り秘匿しておきたい場合があることに留意します。教職員間で情報を共有することについては、本人や保護者に十分に説明した上で理解を得ることが大切です。

また、全ての配慮や対応については、本人や保護者の意志を十分に確認した上で、必要に応じて進めていく必要があります。

2 学校の体制づくり

(1) 配慮が必要な児童生徒について、教職員が共通理解し学校全体で支援を行う

配慮が必要な児童生徒が抱える困り感や必要な支援について情報交換を行い、教職員が共通理解し、系統的な支援を行うことが大切です。性的指向や性自認に関する教職員の理解を深めるために、学習会や校内研修を実施することを検討します。

(2) 児童生徒や保護者が悩みや心配を相談しやすい環境を整備する

教職員は児童生徒や保護者の悩みや不安を受けとめ、よき理解者となることが大切です。性的指向や性自認が非典型である児童生徒は、自分のそうした状態を秘匿しておきたい場合があることを踏まえつつ、普段から児童生徒が相談しやすい環境を整えていく必要があります。

(3) 相談があった場合は、可能な範囲で希望に寄り添えるように対応を工夫する

本人（又は保護者）から相談があった場合は、更衣室やトイレの配慮、予め校内での通称の名を定めて使用することや、誰が情報を共有するかなどについて、本人、学校、関係機関などと連携しながら可能な範囲で希望に寄り添えるように対応を工夫したり、必要なルールを決めたりします。

また、新たな対応やルールの変更が必要となったときは、児童生徒の成長に合わせて柔軟に対応することが大切です。性的指向や性自認は個人差があるため、希望する対応も様々になると考えられますが、求められたことはひとつの類型として、今後の設備利用や制度を見直す際の視点と捉えることが望まれます。

3 具体的な配慮と対応

(1) 施設利用・学校生活について

①施設の利用について

性自認が非典型である場合、戸籍上の性が同一である他者に自分の身体を露出する不快感や、反対に他者の身体を見てしまうことに対する罪悪感が生じる場合があります。

性自認は成長に伴い考え方が変わることもあるため、施設の利用については本人の希望を尊重しながら対応を検討します。なお、性的指向が非典型である場合も同様のことがあります。

学校によって施設の違いがあるので、以下に対応の例を示します。

<対応例>

○トイレ

本人の希望する施設使用が望ましいですが、周囲の理解、施設面の制約などを考えると希望に添うことが難しい場合も考えられます。本人の意向を尊重しながら、教職員用トイレや学校内の多目的トイレを使用するなど、一元的な対応にならないように工夫します。

○更衣室

周囲の理解や施設面の制約を踏まえたうえで、できるだけ本人の希望に添えるようにします。互いに身体を見る・見られる状況が発生する場なので、空き教室や保健室、多目的トイレを利用するなどの対応を検討します。

○健康診断や宿泊行事

健康診断においては、本人や保護者の意向を踏まえた上で個別に実施するなどの工夫をし、宿泊行事については、部屋割りや入浴時間を配慮するなどの工夫をします。

②制服等について

標準服や体育着、水着など、男女で異なる場合は、本人（及び本人の了解の上で保護者）の申し出によって、希望する衣服等の着用について検討します。

(2) 課外活動等について

①部活動、使用物品について

部活動への参加は、本人や保護者のニーズを十分に把握して対応を検討します。また、使用物品が性別による違いがある場合には、本人及び保護者と相談の上、配慮を検討します。

②校外の活動先での連携について

校外の活動先では、児童生徒への対応に不慣れな人が関わる可能性があるため、性的指向や性自認が非典型である児童生徒への一般的な対応について、活動先の指導者などと共通理解に努めます。

ただし、安全配慮などの必要から、当該個人を特定して先方に伝えざるを得ない場合は、事前に本人（及び本人了解の上で保護者）に十分な説明を行い、このことについて了解を得る必要があります。

(3) 事務・手続き等について

①卒業証明書の発行について

指導要録の記載については、学齢簿の記載に基づき行います。卒業後に戸籍上の性別の変更を行った者から卒業証明書の発行を求められた場合には、戸籍を確認した上で当該者が不利益を被らないように配慮します。

②通称名の使用について

通称名の使用を希望する場合は、本人（及び保護者）との話し合いのもと、学校での書類全般に本名とは異なる通称名を予め定めて、その使用を認めることを検討します。

V 巻末資料

◆性の三要素

性の多様性について理解するには、国連等で一般的に使われている「性の三要素」、すなわち、(1)「身体の性」、(2)「性自認」、(3)「性的指向」という3つのポイントを押さえることが重要です。

(1)「身体の性」とは、出生時の身体の性別のことで戸籍に記載されている性別です。実は女性にも男性にもさまざまな体の状態があります。

(2)「性自認」とは、「私は女である」「私は男である」等の、自分がどの性別であるか又はないかということについての内面的・個人的な認識をいいます。

この認識は、生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいます。

また、「私はどちらの性別でもない」「私はどちらの性別なのかわからない」という認識を持つ人もいます。このように、性自認が、上述の身体の性と一致しない人やどちらの性別にも違和を感じる人をトランスジェンダーといいます。

性自認を自分の意思で変えることは困難です。性自認が自分の体の性別と同じである場合と同様に、異なる場合もその人が好んでその性自認を選択するわけではありません。体の性別に違和感を持つこと自体は精神疾患ではないとされています。また、医学的にも性自認は治療によって変えることはできません。

なお、性同一性障害とは、トランスジェンダーのうち医学的基準によって診断を下された人を指す用語です。性同一性障害特例法により、戸籍上の性別変更が可能となりました。しかし性別適合手術は身体的・経済的な負担が大きく、その要件は海外に比べてかなり厳しいため、性同一性障害と診断されても、戸籍の性別変更ができるのは一部の人に限られています。

○ 戸籍上の性別変更が可能な要件（性同一性障害者特例法第三条）

- 一 二十歳以上であること。
- 二 現に婚姻をしていないこと。
- 三 現に未成年の子がいないこと。
- 四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- 五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

(3)「性的指向」とは、恋愛感情や性的な関心・興味が主にどの性別に向いているかをいいます。

例えば、性的指向が同性のみに向いている人はゲイ（性自認が男性）・レズビアン（性自認が女性）、同性にも異性にも向いている人はバイセクシュアル、異性のみに向いている人はヘテロセクシュアルなどと呼ばれます。

また、恋愛感情や性的関心・興味が生じない人も存在します。このような恋愛感情や性的関心・興味の有無や強さも性的指向の一つの現れといえます。

そして、性的指向が、異性に向くか（異性愛）、同性に向くか（同性愛）を問わず、性的指向は自分の意思で変えることはできません。医学的にも治療によって変えることができるものではありません。

※「法連合ガイドライン」より

◆相談窓口

	窓口名称	相談先・電話番号	対応日時
山 形 市	山形市 男女共同参画センター 「ファーラ」	一般相談 023-645-8077	月・水曜日 14:00～19:00 火・金曜日 9:00～12:00 木・土曜日 9:00～13:00 日曜日 14:00～17:00 (祝日・振替休日・年末年始を除く)
	山形市 青少年指導センター	少年電話・メール相談 023-631-4425 ※メール相談は、山形市公式ホームページ「なんたっすやまがた」のトップページ、注目カテゴリ内「各種相談」からアクセスし、専用シートに入力し送信してください。	月～金曜日 13:00～17:00 (休日・年末年始は除く) ※メール相談は24時間受付(後日回答)
	山形市 総合学習センター	教育相談室 023-645-6182または6183 ※山形市立小中学校の児童生徒の不登校に関わる相談窓口です。	電話 月～金曜日 9:30～15:30 来所 月～金曜日 9:30～15:30
民 間	社会福祉法人 山形いのちの電話	いのちの電話 023-645-4343	年中無休 13:00～22:00
	よりそいホットライン	0120-279-338	24時間対応 ※セクシャルマイノリティ等についてはダイヤル後音声案内に従って4番へ

※「よりそいホットライン」のセクシャルマイノリティ専門回線以外は、セクシャルマイノリティの専門相談機関ではありません。



山形市職員・学校教職員のための
LGBT対応サポートハンドブック

～違いを理解し認め合うまち山形を目指して～

平成31年3月 発行
令和3年3月 一部改訂

発行 山形市
編集 山形市企画調整部男女共同参画センター
山形市教育委員会学校教育課

連絡先 〒990-0832 山形市城西町 2-2-22
山形市男女共同参画センター

TEL : 023-645-8077

FAX : 023-645-8055

e-mail : fala@city.yamagata-yamagata.lg.jp